

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目次

### ◇ 告 示

ページ

- 令和3年度地籍調査事業計画に基づく地籍調査【建設局総務用地部総務課】 2

### ◇ 公 告

- 大規模小売店舗の変更事項の届出【産業経済局商業・MICE推進部 商業・サービス産業政策課】 3
- 特定調達契約の相手方の決定（4件）【教育委員会事務局学校支援部 学事課】 5

北九州市告示第 2 1 6 号

国土調査法（昭和 2 6 年法律第 1 8 0 号）第 6 条の 4 第 1 項の規定により、令和 3 年度地籍調査事業計画に基づく地籍調査を行うので、同法第 7 条の規定により次のとおり告示する。

令和 3 年 5 月 2 8 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 福岡県知事により令和 3 年度地籍調査事業計画が定められた年月日  
令和 3 年 5 月 2 5 日

2 調査を実施する者の名称  
北九州市

3 調査地域

小倉南区	葛原五丁目、葛原本町一丁目、葛原本町三丁目、葛原本町四丁目、葛原本町六丁目、湯川一丁目、湯川二丁目、湯川三丁目、大字湯川、中吉田三丁目、中吉田四丁目及び中吉田五丁目の各一部並びに葛原四丁目及び葛原本町二丁目
八幡西区	御開二丁目、御開三丁目及び大字本城の各一部

4 調査期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで

北九州市公告第369号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和3年5月28日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サニーサイドモール小倉  
北九州市小倉南区下曾根新町10番1号

2 大規模小売店舗を設置する者

下曾根商業開発合同会社  
東京都港区赤坂二丁目10番5号税理士法人赤坂国際会計事務所内  
代表社員 エスエスケー・インベストメンツ・エルエルシー  
職務執行者 山崎亮雄

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

株式会社ハローデイ  
北九州市小倉南区徳力三丁目6番16号  
代表取締役 加治敬通  
ほか69者

(2) 変更後

株式会社ハローデイ  
北九州市小倉南区徳力三丁目6番16号  
代表取締役 加治敬通  
ほか68者

4 変更の年月日

令和3年4月1日

5 変更する理由

小売業者に変更が生じたため。

6 届出年月日

令和3年5月24日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市産業経済局商業・MICE推進部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和3年9月28日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和3年9月28日までに北九州市産業経済局商業・MICE推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第 370 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「政令」という。）第 4 条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 78 号）第 12 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 3 年 5 月 28 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量  
令和 3 年度小倉北特別支援学校スクールバス増車運行委託業務
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市教育委員会事務局学校支援部学事課  
北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和 3 年 4 月 1 日
- 4 契約の相手方の名称及び住所  
北九州市交通局  
北九州市若松区東小石町 3 番 1 号
- 5 契約金額  
3, 498 万円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
政令第 11 条第 1 項第 2 号に該当するため

北九州市公告第 3 7 1 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号。以下「政令」という。）第 4 条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 3 年 5 月 2 8 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量  
令和 3 年度小倉南特別支援学校スクールバス増車運行委託業務
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市教育委員会事務局学校支援部学事課  
北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和 3 年 4 月 1 日
- 4 契約の相手方の名称及び住所  
北九州市交通局  
北九州市若松区東小石町 3 番 1 号
- 5 契約金額  
3, 5 3 4 万 9, 6 0 0 円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
政令第 1 1 条第 1 項第 2 号に該当するため

北九州市公告第 3 7 2 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号。以下「政令」という。）第 4 条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 3 年 5 月 2 8 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量  
令和 3 年度小池特別支援学校スクールバス増車運行委託業務
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市教育委員会事務局学校支援部学事課  
北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和 3 年 4 月 1 日
- 4 契約の相手方の名称及び住所  
北九州市交通局  
北九州市若松区東小石町 3 番 1 号
- 5 契約金額  
3, 4 9 8 万円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
政令第 1 1 条第 1 項第 2 号に該当するため

北九州市公告第 3 7 3 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号。以下「政令」という。）第 4 条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 3 年 5 月 2 8 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量  
令和 3 年度八幡特別支援学校スクールバス増車運行委託業務
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市教育委員会事務局学校支援部学事課  
北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和 3 年 4 月 1 日
- 4 契約の相手方の名称及び住所  
西鉄バス北九州株式会社  
北九州市小倉北区砂津一丁目 1 番 2 号
- 5 契約金額  
4, 7 5 6 万 2, 9 0 0 円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
政令第 1 1 条第 1 項第 2 号に該当するため